平成２７年（フ）第２１４号
茨城県石岡市旭台３丁目６番８号、前住所茨城県笠間市平町2042番地４　カサグランデ宍戸Ｂ104
債務者　若狭佳主喜
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第３号
茨城県つくば市花畑３―24―４　しろの木ハイツ101、住民票上の住所茨城県土浦市中村南１丁目13番６号
債務者　小林　良誠（旧姓株木）
1　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１４８６号
さいたま市緑区東浦和３丁目16番地18　コーポサンアネスト202、旧住所さいたま市緑区大字中尾1311番地１　グリーンヒルズ中尾103
債務者　前原　　京（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１０８７号
埼玉県加須市北小浜1033番地15
債務者　金井　茂実
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３号
さいたま市中央区大戸３丁目４番19号
債務者　岡田　知枝（旧姓亀田）
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８号
埼玉県川口市芝１丁目45番14号
債務者　名取　智樹
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１９号
さいたま市北区日進町２丁目419番地２　Ｆｅｌｉｃｅ大宮103
債務者　安齋　　薫
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４０号
埼玉県蓮田市大字根金1524番地１
債務者　小林　英美
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４３号
さいたま市桜区中島２丁目21番21号　サンライズ202号
債務者　枝川　　功
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５５号
埼玉県川口市新井町14番８―102号　ＤＲホームズ川口元郷、旧住所埼玉県川口市領家１丁目16番５号
債務者　小森菜都美（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６６号
埼玉県北足立郡伊奈町寿３丁目40番地５
債務者　松田　健二
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第６１１号
埼玉県八潮市大瀬１丁目１番地１　マインループ622号
債務者　渡部恵美子
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第１７７号
新潟県長岡市西新町１丁目９番11号　高橋荘201号室
債務者　五十嵐みゆき
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第１８２号
新潟県長岡市春日１丁目３番16号　ホワイトハイムときわ301号室
債務者　滝沢　　博
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第２号
新潟県十日町市川治1348番地２　谷内丑市営住宅Ｂ201号室
債務者　熊田一二三
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第１６７号
大阪市住吉区長居東２丁目15番４―107号
債務者　古川早智穂
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０８１号
東京都武蔵野市緑町２丁目１番４―211号サンメゾン武蔵野緑町ガーデンハウス
債務者　村木　早織
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月７日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部